

○久喜市水道給水条例

平成22年3月23日

条例第92号

改正 平成23年10月5日条例第23号

平成25年12月27日条例第66号

平成31年3月25日条例第8号

令和元年10月3日条例第22号

令和6年1月26日条例第2号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第10条）

第2章の2 貯水槽水道（第10条の2・第10条の3）

第3章 給水（第11条—第20条）

第4章 料金及び手数料（第21条—第29条）

第5章 管理（第30条—第35条）

第6章 補則（第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、久喜市水道事業施設の管理及び給水に関し必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第2条 久喜市水道事業の給水区域は、久喜市水道事業の設置等に関する条例（平成22年久喜市条例第47号）に定めるとおりとする。

（給水装置の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道

事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- （1） 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- （2） 共用給水装置 2世帯若しくは2箇所以上で共用するもの
- （3） 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第5条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（新設等の費用負担）

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することがある。

（加入金）

第6条の2 給水装置の新設工事又は改造工事（量水器の口径を増す場合に限る。）の申込者は、水道利用加入金（以下「加入金」という。）を納入しなければならない。

2 新設工事における加入金の額は、設置する量水器の口径の区分ごとに別表第1に定める額に100分の110を乗じて得た額とし、改造工事における加入金の額は、改造後の量水器の口径と既設の量水器の口径の区分ごとに別表第1に定める額の差額に100分の110を乗じて得た額とする。

3 加入金は、給水装置工事申込みの際納入する。ただし、管理者が特別の理由

があると認めるときは、この限りでない。

- 4 既納の加入金は、還付しない。ただし、給水装置工事を取りやめたとき、工事中の設計変更により差額が生じたときその他管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道量水器までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道量水器までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第8条 管理者が施行する給水装置工事費は、次の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- (1) 設計費
- (2) 材料費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 諸経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。
(工事費の予納)

第9条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。
(給水装置の変更等の工事)

第10条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

第2章の2 貯水槽水道

(市の責務)

第10条の2 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対して、貯水槽水道の管理等に関する情報の提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第10条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専

用水道をいう。以下同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。

第3章 給水

(給水の原則)

第11条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

- 2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

- 3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第12条 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第13条 給水装置の所有者は、管理者において必要があると認めるときは、この条例の定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(水道量水器の設置)

第15条 給水量は、市の水道量水器（以下「量水器」という。）により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 量水器は給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(量水器の貸与)

第16条 量水器は管理者が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもって量水器を管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったために、量水器を亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の利用中止、変更等の届出)

第17条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用をやめるとき。
- (2) 口径を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第18条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する市職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第19条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことがある。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第20条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第21条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道使用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第22条 料金は、別表第2に定めるところにより算定した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(料金の算定)

第23条 料金は、隔月の定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。）に使用水量を計量し、その計量した使用水量を各月均等とみなして料金を算定する。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず必要があると認めたときは、毎月の定例日に使用水量を計量し、その計量した使用水量をもって料金を算定することができる。

(使用水量の認定)

第24条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) 量水器に異状があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金の算定)

第25条 月の中途においてその口径に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

2 月の中途に水道の使用を開始し、又は使用をやめた場合において、当該使用期間が1月に満たないときは1月として料金を算定し、1月を超えるときは2月として、計量した使用水量を各月均等とみなして料金を算定する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第26条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。

(料金の徴収方法)

第27条 料金は、口座振替又は納入通知書による払込みの方法により、管理者が別に定める納期限までに2箇月分をまとめて隔月に徴収する。ただし、管理

者が必要と認めたときは、この限りでない。

2 水道の使用をやめたときは、その都度料金を徴収する。

(督促)

第27条の2 料金が納期限までに納付されないときは、管理者は、納期限後20日以内に期限を指定して督促状を発行しなければならない。

(手数料)

第28条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。

ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

(1) 法第16条の2第1項の指定をするとき。 1件につき 30,000円

(2) 法第16条の2第1項の指定を更新するとき。 1件につき 10,000円

(3) 第7条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)をするとき。 1件につき 2,000円

(4) 第7条第2項の工事検査をするとき。 1件につき 2,000円

(5) 第18条第2項の消防演習の立会いをするとき。 1件につき 500円

(6) 第31条第2項の確認をするとき。 1件につき 7,000円

(7) 水道管理図の閲覧をするとき。 1件につき 200円

(8) 水道管理図の写しを交付するとき。 1件につき 300円

(9) 諸証明の交付をするとき。 1件につき 300円

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第29条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第30条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第31条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第32条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が、第8条の工事費、第19条第2項の修繕費、第22条の料金又は第28条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第23条の使用水量の計量又は第30条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第33条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が3月以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込がないと認めるとき。

(過料)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をした者

(2) 正当な理由がなくて、第15条第2項の量水器の設置、第23条の使用水量の計量、第30条の検査又は第32条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第19条第1項の給水装置の管理業務を著しく怠った者

(4) 第22条の料金又は第28条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

第35条 詐欺その他不正の行為により料金又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第6章 補則

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の久喜市水道給水条例（昭和35年久喜市条例第8号）、菖蒲町水道事業給水条例（昭和42年菖蒲町条例第5号）、栗橋町上水道給水条例（平成9年栗橋町条例第18号）又は鷺宮町水道給水条例（昭和46年鷺宮町条例第5号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした合併前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。
- 4 第22条から第25条までの規定にかかわらず、施行日から平成24年5月31日までの間における料金の算定については、第22条の料金、第23条の料金の算定、第24条の使用水量の認定及び第25条の特別な場合における料金の算定については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成23年10月5日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の久喜市水道給水条例の規定による料金の算定は、平成24年6月1日以後に算定する料金について適用し、同日前に算定する料金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月27日条例第66号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(料金に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の第22条の規定にかかわらず、施行日前から継続し

て供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成31年3月25日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（料金に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の第22条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月31日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（令和元年10月3日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年1月26日条例第2号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第6条の2関係）

量水器の口径	加入金
13ミリメートル	130,000円
20ミリメートル	350,000円
25ミリメートル	600,000円
30ミリメートル	930,000円
40ミリメートル	1,880,000円
50ミリメートル	3,220,000円
75ミリメートル	8,690,000円
100ミリメートル	17,830,000円

別表第2（第22条関係）

(1) 基本料金

量水器の口径	基本料金
13ミリメートル	910円
20ミリメートル	1,280円
25ミリメートル	4,900円
30ミリメートル	8,400円
40ミリメートル	16,320円
50ミリメートル	29,150円

75ミリメートル以上	77,000円
------------	---------

(2) 水量料金

使用水量	水量料金 (1立方メートル当たり)
10立方メートルまで	60円
10立方メートルを超え20立方メートルまで	120円
20立方メートルを超え30立方メートルまで	180円
30立方メートルを超え50立方メートルまで	220円
50立方メートルを超え100立方メートルまで	240円
100立方メートルを超え500立方メートルまで	260円
500立方メートルを超え1,000立方メートルまで	270円
1,000立方メートルを超えた分	280円

備考

- 1 基本料金は、使用水量の有無にかかわらず開栓中の量水器の口径に応じ1月につき(1)の表に掲げる額とする。
- 2 水量料金は、使用水量区分に応じ1月につき(2)の表に掲げる額とする。
- 3 (1)及び(2)の表の規定にかかわらず、臨時用として使用する場合は、使用した水量1立方メートルにつき800円を乗じた額に100分の110を乗じて得た額とする。